

第1 検察審査会

平成27年（申立）第7号審査事件

## 被疑者らの起訴相当の判断を求める上申書(1)

平成27年（2015年）6月26日

東京第1 検察審査会御中

申立人ら代理人 弁護士 河合 弘之

同 弁護士 保田 行雄

同 弁護士 海渡 雄一

### 上申の趣旨

- 1 申立人らは別件において、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）元役員  
の勝俣，武藤，武黒の3名の強制起訴を検察審査会に強く求め、この事件は起訴  
相当の決定を受け、二度目の不起訴決定がなされたため、現在貴検察審査会の第  
5 検察審査会において審査中であります。
- 2 申立人らは、同時に彼らの直属の部下であり、本件において中枢的役割を果た  
した東京電力職員と経産省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）関係者に  
ついても、その起訴を求めて貴検察審査会の第1 検察審査会に申立てをしました。  
すなわち、被疑者酒井俊朗，同高尾誠らは、東京電力の福島第一原子力発電所（以  
下「福島第一原発」という。）の津波対策の検討実施に当たっていた者であり、被疑  
者森山善範は平成20－21年（2008－2009年）当時、保安院原子力発電安

全審査課長，ついで保安院審議官，同名倉繁樹は保安院原子力発電安全審査課審査官，同野口哲男は保安院原子力発電安全審査課長の立場にあった者であり，別件の被疑者武藤，武黒，勝俣らと共同して，福島第一原発の運転停止又は設備改善等による安全対策を講じて，大規模地震に起因する巨大津波によって福島第一原発において非常用電源の冠水などに起因する炉心損傷等の重大事故が発生するのを未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り，必要な安全対策を講じないまま漫然と東京電力関係者らは福島第一原発の運転を継続し，また保安院関係者は運転の継続を認めた過失があると私たちは主張しています。

3 このたび，東京電力役員の民事責任を追及する株主代表訴訟（平成24年（ワ）第6274号ほか損害賠償請求事件，以下「東電株主代表訴訟」という）において，裁判所の度重なる強い勧告によって，東京電力から，本件に関連した重要な証拠が提出されました。本来であれば，この書証そのものを検察審査会に証拠提出したいところですが，東京電力はこの書証を提出する際に強く抵抗し，証拠そのものを他の手続きに提出することを禁ずる合意を条件に提出されました。しかし，同合意においても，この書証の内容を引用した準備書面を第三者に提供することは，公式に認められています。

よって，申立人らは，東電株主代表訴訟の原告団，弁護団から，同訴訟における準備書面（12）を，本件における証拠として提出し，本件被疑者らの起訴相当の判断に係わる証拠とすることを求めます。

4 原発の安全性確保，地震津波対策は一般防災対策よりもはるかに厳格なものでなければならず，まれにしか起きない自然事象にも確実に対応しなければならなかったはずでした。しかし，実際には被疑者らは，一般防災対策でも対応されている事象についてすら本件原発の安全対策を対応せず，ましてそのことを十分に認識しながら，会社の最高機密として，内外に隠し通していたのです。

5 申立人ら原発事故被害者は検察審査会による正義の裁き＝起訴相当、検察による起訴によって裁判への道がひらかれ、公開の法廷で、日本の近代史における未曾有の原発公害事件が、事前の対策によって未然に防止できたかどうかを国民の前に明らかにされ、責任のある者らが処罰されることを強く希望しています。

## 上申の理由

### 内容

1	次々に東京電力と保安院の責任を裏付ける新証拠が明らかに.....	3
2	東京電力幹部の犯罪を裏付ける決定的な証拠.....	4
3	この証拠は検察審査会の強制起訴決定を支える証拠であった可能性がある..	6
4	貞観の津波をめぐる保安院と東京電力の暗闘.....	7
5	保安院幹部と東京電力のねじれた関係の全貌を明らかにする必要がある....	8
6	多くの被害者は被疑者らの起訴を切望している.....	9
7	結論.....	9

#### 1 次々に東京電力と保安院の責任を裏付ける新証拠が明らかに

東京電力役員の刑事責任を追及する福島原発告訴団の闘いの正当性を裏付ける決定的な証拠が明らかになりました。

平成9年（1997年）には7つの省庁がまとめた津波想定方法「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」で、福島沖の津波地震の想定が政府から指示されていました。

平成14年（2002年）年には、政府地震調査研究推進本部（以下「推本」という）による日本海溝沿いの地震予測（いわゆる長期評価）が公表され、東京電力はこれに基づく津波評価を行えば、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険性があることはわかっていました。

平成16年（2004年）末にスマトラ島沖の大地震で大津波が起きますが、平成18年（2006年）9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審

議官らが出席して開かれた安全情報検討会で、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」（下線は代理人による。以下同じ。）と報告されていたことがわかっています（甲16号証 第54回安全情報検討会資料）。スマトラ島沖の災害を踏まえた発言です。

平成20年（2008年）6月には東京電力は、推本の想定したマグニチュード8クラスの地震が福島沖で発生した場合、15.7メートルの津波がおそうというシミュレーション結果を得ていました。この結果は、土木調査グループから、平成2年（2008年）6月、武藤副社長（当時）らに報告され、武藤副社長は非常用海水ポンプが設置されている4盤（O. P. +4メートルの地盤）への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可など、機器の対策の検討を指示していたのです。東京電力は一度は本格的な津波対策をとろうとしたのです。ところが、翌7月には、武藤副社長は土木調査グループに対し、耐震バックチェックには推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施することとし、推本の調査結果の再検討を土木学会に投げて（実際に依頼書が作成されたのは約1年後の平成21年（2009年）6月のことであり、この依頼が真摯なものでなかったことを裏付けています）、対策を先送りしてしまいました。さらに、東京電力の役員たちはこのシミュレーション結果を政府・保安院にすら提出せず、規制担当者にも隠したのです。

この土木学会への検討依頼が、まともな対応といえるのか、単なる時間稼ぎだったのが東京電力役員の強制起訴の可否についての最終的な争点となっています。土木学会の津波評価部会は電力関係者が過半数を占める原子力ムラの一部であり、東京電力の津波対策の責任者も委員と幹事に選ばれていたところでした（甲15号証 土木学会 原子力土木学会 津波評価部会 構成）。

## 2 東京電力幹部の犯罪を裏付ける決定的な証拠

ここにきて、決定的とも言える文書が東京電力役員の損害賠償責任を追及する東

電株主代表訴訟において、裁判所の強い指導によって東京電力から提出されました。それは、平成20年（2008年）9月10日ころ作成された「福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）」という文書で、平成20年9月10日「耐震バックチェック説明会（福島第一）」会議という小森所長をヘッドとする対応会議の場に配布されました。

この議事概要の中に、「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収，議事メモには記載しない）」とあり、この文書は会議の終了後に回収されたことがわかります。

この文書の2枚目の下段右側に、「今後の予定」として、以下の記載があります。

- 推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研<sup>1</sup>で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂予定。
- 電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者への推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。
- 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。
- ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。」

この会議の内容は、極めて重要です。ここでは、「推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂予定。」「電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者への推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。」「改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。」という東京電力が現時点で主張している公式見解も述べられていますが、それについて「ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見

---

<sup>1</sup> 電力共通研究

を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。」とされ、推本の見解が否定できないものであること、より大きな津波高の想定と津波対策が不可避なものであるという認識が示され、土木学会への検討依頼は不可避の対策を先送りするものでしかないことをこの文書は自白しているといえます。

この文書の作成者は、現時点では不明ですが、福島第一原発の津波対策の責任者である被疑者酒井俊朗と同高尾誠が直接作成したか、もしくはその指示の下に作成されたものであることはほぼ間違いがないと確信しています。

このような東京電力の認識を正確に示した文書は、会議後に回収する予定で作成された文書であるからこそ真実が記載されたのだと考えられ、東京電力の幹部や津波関係者、すなわち被疑者らの本音を示すものとして決定的に重要なものだといえます。

### 3 この証拠は検察審査会の強制起訴決定を支える証拠であった可能性がある

検察審査会は、被疑者勝俣、武藤、武黒に対する起訴を相当とする別件の平成26年7月23日付議決において、次のように認定していました。「④東京電力は、推本の長期評価等について土木学会での検討を依頼しているが、最終的には、想定津波水位が上昇し、対応を取らざるを得なくなることを認識してワーキンググループを開催していることから、土木学会への依頼は時間稼ぎであったといわざるを得ない。」「⑤東京電力は、対策にかかる費用や時間の観点から、津波高の数値をできるだけ下げたいという意向もうかがわれるが、もともと地震・津波という不確実性を伴う自然現象に対しての予測であり、算出された最高値に基づき対応を考えるべきであった。東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。」（平成26年（2014年）7月23日 議決の要旨 8頁）

このメモに示されている認識を正確に反映しています。おそらく別件の第5検察審査会が起訴相当の判断に達した最大の根拠も、このメモにあったかもしれません。

この証拠は、私たちはこれまで目にすることはできませんでしたが、本件の捜査記録の中にも必ずあるはずです。検察審査会の委員のみなさま、必ずこの証拠を自らの目で見た上で判断の材料として下さい。

#### 4 貞観の津波をめぐる保安院と東京電力の暗闘

平成20年(2008年)10月、佐竹健治・東大教授が東京電力に貞観の津波による津波堆積物に関する最新の論文を渡しています。平成20年(2008年)11月には、東京電力の担当者は、貞観津波の計算水位が8.6メートル～9.2メートル(土木学会手法では+3割程度、すなわち敷地高さ超え)になることを知ることになります。貞観の津波の津波堆積物の調査が進み、平成21年(2009年)6、7月にはこの問題が耐震バックチェック会議で岡村行信委員から指摘されました。しかし、名倉審査官は津波については最終報告に盛り込むとして、問題を先送りしました。平成21年(2009年)9月東京電力が上記の試算結果を保安院に説明しました。この説明会に小林勝(事故当時、保安院耐震安全審査室長)は欠席しています。小林勝・原子力規制庁安全規制管理官の政府事故調調書には次のやり取りが記録されています(甲23の1号証)。

小林「ちゃんと議論しないとまずい」

野口・審査課長「保安院と原子力安全委の上層部が手を握っているから余計なことするな」

原・広報課長「あまり関わるとクビになるよ」

さらに、平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に、保安院森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長ら部下に送ったメール(甲10号証)には、さらに決定的な内容が記録されていました。

「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」「貞観の地震は福島に対する影響は大きいと思われる。」「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震

は敷地高を大きく超える恐れがある。」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」

## 5 保安院幹部と東京電力のねじれた関係の全貌を明らかにする必要がある

以上の調書やメールから浮かび上がってくる当時の保安院と東京電力の関係は互いに結託し、福島第一原発のバックチェックにおいては、津波対策が最高の機微情報だという認識を共有しながら、東京電力は保安院を最後のところでは信用していない、異常な関係であったといえます。

つまり、東京電力・電事連はとことんまで保安院を籠絡しながら、保安院を最後のところで信用せず、最も重要な15.7メートルの津波のデータは見せないという対応をとっていたことになるからです。この点を白日の下にすることは、今後の事業者と規制機関のあるべき関係を考え、二度と福島原発事故のような深刻な災害が発生することを未然に防ぐ上で決定的に大切なことです。そのために、福島原発告訴団は第二次津波告訴を行うことにしたのです。我々は、この事件を東京電力元役員3名の強制起訴だけで終わらせる気はありません。

添田孝史氏の『原発と大津波 警告を葬った人々』（甲13号証）の刊行、政府事故調の調書の一部公開、国土交通省や国土庁による推本長期評価に基づく津波対策が実施されていたことを示す書証類の発見など、次々に新証拠が明らかになったことは以上に述べたとおりです。この新証拠に基づいて、福島原発告訴団は、平成27年（2015年）1月に新たに東京電力や保安院、電事連、原子力安全委員会の当時の幹部らについて東京地検に追加告訴しました。

別件の審理対象とされている勝俣、武黒、武藤ら3名を含む東京電力5名、保安院3名の刑事起訴によって、本件の全貌を明らかにすることができます。そのために、第5検察審査会に続いて本件においても被疑者酒井、高尾、森山、名倉、野口



の5名の被疑者の起訴相当の判断を強く求めるものです。

## 6 多くの被害者は被疑者らの起訴を切望している

福島原発告訴団の武藤類子さんは本件第二次告訴の記者会見で「政府の事故調査委員会の調書が公開されるなど、新たな証拠が次々として出てきている。検察はきちんと調べて真実を明らかにしてほしい」と求めました。しかし、平成27年(2015年)4月3日には東京地検古宮検察官による不起訴処分がなされてしまいました。まともな捜査は全くなされなかったのです。

告訴団においては、本件告訴・告発にあたり、第2次告訴・告発人を広く呼びかけていたところ、3317人に及ぶ人からの委任状を受領していました(甲31号証)。不起訴処分によって、彼ら、彼女らは告訴・告発人となることはできませんでしたが、多くの被害者が本件被疑者らの犯罪事実を法のもとに明らかにすべきであると願っているのです。

## 7 結論

私たちは、本件の被疑者ら5名の起訴相当決定の根拠は別件の第1回決定(2014年7月23日)当時と比べても、格段に厚いものとしたと自負しています。

これらの証拠関係に基づけば、追加の津波対策が不可避であることは東京電力と保安院の共通了解だったのですから、起訴が相当であるだけでなく、被疑者ら3名の有罪判決が得られる高い見通しがあると確信しています。

よろしくご審議のほど、そして本件被疑者ら5名の起訴相当のご決定をお願いいたします。

以上

添付書類

1 東京電力株主代表訴訟 原告準備書面(12)